

第 1 目的

ふるさと納税制度を通じて、小平市（以下「市」という。）への寄附を促進するとともに、市の魅力発信及び地域産業の活性化を図るため、寄附を行った市外在住者に対して贈呈する商品（コダイラブランド認定品に限る。以下「返礼品」という。）を提供する事業者及び返礼品を募集します。

第 2 返礼品提供事業者及び返礼品の要件

別紙「小平市ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品選定基準」（以下「選定基準」という。）に該当する事業者及び返礼品であることが必要です。

第 3 返礼品の提供価格、寄附金額及び市負担額

- (1) 返礼品の市への提供価格（以下「提供価格」という。）には、返礼品の梱包代や消費税等必要な事務経費（送料を除く。）を含めてください。
- (2) 提供された返礼品の贈呈対象となる寄附金額は、提供価格に 3 分の 10 を乗じた額（千円未満切上）を基本として、市が決定します。ただし、返礼品の送料に応じて、寄附金額の調整を行うことがあります。
- (3) 返礼品の提供価格及び送料は、市が負担します。ただし、返礼品提供事業者又は宅配事業者の責に帰すべき事由により、返礼品の再配達等を行う場合は、市は負担しません。

第 4 申込方法

本事業への申込を希望する事業者は、事前に小平商工会と調整の上、次の応募書類を電子メールで市へ提出してください。

同一事業者が提案できる返礼品の数は、参加事業者の状況などを踏まえ、一年度当たり 5 品を上限にするなどの制限を行う場合がありますので、優先順位が高い順に提案番号を付けてください。

<応募書類>

- (1) 小平市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書兼誓約書（様式第 1 号）
- (2) 許認可の必要な業種の場合は、許可証の写し（保健所の営業許可証等）
- (3) 市税等の滞納がないことを証する書類（取得可能な最新年度の納税証明書等、写し可）
法人の場合：法人市民税納税証明書
個人事業主の場合：市民税・都民税納税証明書又は非課税証明書
- (4) 会社案内・パンフレット・登記簿謄本等、事業者の活動内容が分かる資料（ただし、ホームページ等で確認できる場合は、様式第 1 号にその URL を記載することで資料提出の省略可）
- (5) 小平市ふるさと納税返礼品提案書（様式第 2 号または第 2 号の 2）
- (6) 返礼品の内容が分かる写真（ふるさと納税サイト等でも使用します。）

※ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて小平市に登録がある場合は、(3) 及び (4) の資料の提出を省略することができます。

※ 登録済の事業者が返礼品の追加や内容変更を希望する場合は、(5) 及び (6) を提出してください。

＜問合せ先・提出先＞

小平市 企画政策部 財政課

所在地：〒187-8701 東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話：042-346-9504

F a x：042-346-9513

M a i l：z a i s e i @ c i t y . k o d a i r a . l g . j p

※ 電話・窓口の受付時間：9時～17時（土日祝、12/29～1/3を除く。）

第5 募集期間

随時（6月、11月から1月の間は繁忙期のため、審査等にお時間をいただく場合があります。）

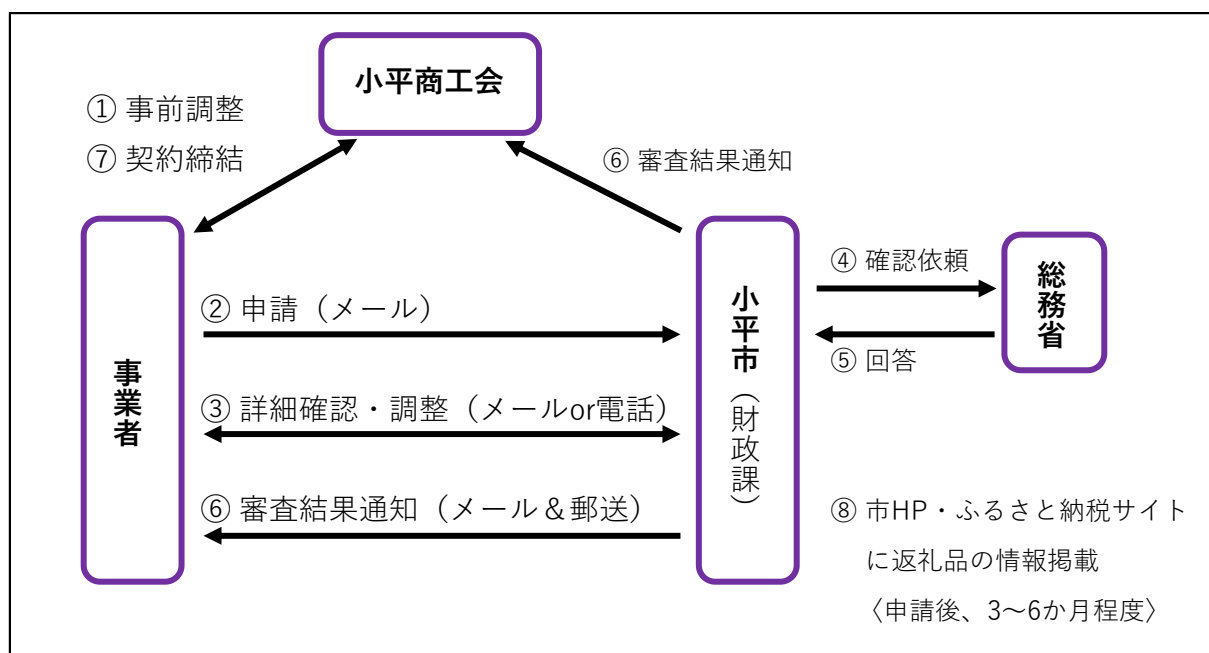
第6 審査方法、審査結果

返礼品提供事業者及び返礼品の登録の可否については、市が選定基準等に基づき審査を行い、総務省における地場産品基準に適合するか等の確認が終わった後、小平市ふるさと納税返礼品提供事業者・返礼品登録等承認・否認通知書（様式第3号）により事業者へ通知します。

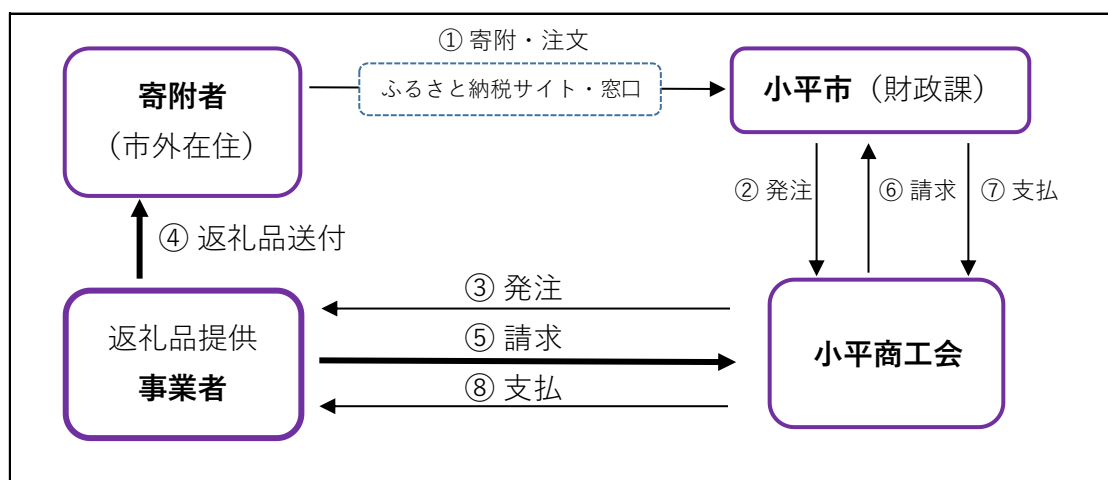
第7 その他(登録後について)

- (1) 市からの返礼品の発注は、小平商工会を通じて行います。返礼品提供事業者は、小平商工会との間で返礼品の提供に係る業務委託契約を毎年度締結します。
- (2) 返礼品の詳細やサービスの予約等に係る寄附者（寄附を検討している方を含む。）からの問合せについては、返礼品提供事業者が対応してください。
- (3) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関する苦情等があった場合、真摯な対応と解決に努めることとし、対応状況等について市へ速やかに報告してください。また、補償等に関して市は一切の責任を負いません。
- (4) 天災、荒天、疫病の流行等の理由から、返礼品提供事業者が返礼品を提供できない場合については、代替品の提供等の措置など、市と協議の上で、寄附者に寄り添った対応に努めてください。
- (5) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、小平市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第18号）及び関係法令を遵守すること。
寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用することはできません。
※ 寄附者へダイレクトメール等を送ることはできません。ただし、寄附者への返礼品送付時に、自社商品等のパンフレットなどを同封して、販売促進やPRすることは可能です。
- (6) 審査の結果、返礼品提供事業者及び返礼品として登録された場合であっても、選定基準を満たしていないことが判明した場合等は、返礼品提供事業者及び返礼品としての登録を取り消すことがあります。
- (7) 事業者登録又は返礼品の廃止を希望する場合は、事前に小平商工会へ連絡の上、契約期間が満了する日の2か月前までに、小平市ふるさと納税返礼品提供事業者登録・返礼品廃止申請書（様式第4号）を市へ提出してください。
- (8) 返礼品の写真、商品名、提供事業者の名称及び連絡先などを、市が委託するふるさと納税サイトに掲載します。

【参考】 申込から登録までの流れ



【参考】 返礼品送付の流れ



※③⑤⑧の方法については、小平商工会にご確認ください。